

# 安全人報誌

安衛委 No.133  
平成25年6月6日  
安全衛生推進委員会

## 全国安全週間

全国安全週間は、昭和三年に初めて実施されて以来「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に実施されています。労働災害を防止するには、全員が現場を確認し、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守る事に加え、事業者から労働者一人ひとりまでの安全に対する意識や危険感受性を高めることにより、労働者の安全を確保し、

労働災害ゼロを目指していかねばなりません。

福島労働局によりますと、県内の平成二四年の休業4日以上死傷者数は二千二十九人で、前年と比較して二百四十四人の増加となり業種別で見ると、建設業が四百八十二人で最も多く、平成二十三年と比較すると、百三人の増加となり二年連続で増加しています。

東日本大震災の復旧・復興工事及び除染等作業が本格化していること等により、建設業での災害が増加傾向を示していることから、○復旧・復興工事現場や除染等作業現場での墜落防止措置の徹底と建設用機械との接触防止措置の徹底。

○多くの工事が集中する工事現場での安全管理体制の確立と安全対策の推進。

を重点的に指導するとしています

期間  
七月一日から七月七日まで

## 熱中症に注意

この夏の三ヶ月（六～八月）は全国的に気温が高くなる確率が高いとの予報がでています。春から夏にかけて気温が上昇するこの季節は、熱中症の発生割合も高くなります。平成二十二年の四十七人が最高で、それ以外の年は概ね二十人前後の方が熱中症で亡くなっております。業種別で見ると建設業が全体の四割を占めています。建設業は炎天下での屋外作業や高温多湿な環境での屋内作業は熱中症に注意しなければなりません。熱中症予防対策として、

○作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食が未摂取、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康監理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換を行う。

○現場内巡視を行い、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させ、一人作業をさせない。

○現場内巡視を行い、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させ、一人作業をさせない。

○作業場所またはその近傍に、臥床することができるとする休憩所、または日陰等の涼しい休憩場所を確保し水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるようにする。



## 交通事故に注意

この時期は、暑さによる疲労、開放感による無謀運転、交通安全意識の欠如等で交通事故が予想されます。運転者は次の事を守りましょう。

○スピードの出し過ぎは重大な事故に直接することを認識し、交差点やカーブでは減速を心掛ける。

○無理な追い越し・追い抜きなどの無謀運転はやめる。

○飲酒運転の悪質性、危険性、事故責任の重大性を十分認識し責任を自覚する。

○運転中の携帯電話使用は、危険な行為であり事故につながるため絶対にしてはならない。地方は車社会の世の中です。運転免許証がなければ、仕事が出来ないことになりかねませんので事故には注意してください。